

## 京都大学桂図書館規程

令和2年4月1日

工学研究科長・情報学研究科長・

福井謙一記念研究センター長・図書館機構長裁定制定

第1条 この規程は、京都大学桂図書館（以下「桂図書館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 桂図書館は、全学の教育研究を支援し、工学研究科及び福井謙一記念研究センターの図書その他の資料その他理工系の図書その他の資料の管理及び運用をつかさどる。

第3条 桂図書館に館長を置く。

- 2 館長は、工学研究科、情報学研究科又は福井謙一記念研究センターの専任の教授のうちから、次条に定める協議会において選出する。
- 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 館長は、桂図書館の館務を掌理する。

第4条 桂図書館に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 工学研究科長
  - (3) 情報学研究科長
  - (4) 福井謙一記念研究センター長
  - (5) 図書館機構長
  - (6) その他館長が必要と認める者 若干名
- 3 前項第6号の協議員は、館長が委嘱する。
- 4 第2項第6号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に議長を置き、館長をもって充てる。
- 6 議長は、協議会を主宰する。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協議員が、その職務を代行する。
- 8 協議会は、館長が招集する。
- 9 館長は、第2項の協議員の要求があったときは、協議会を招集しなければならない。
- 10 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 11 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 12 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5条 桂図書館に、その管理及び運営に関する重要事項のうち、協議会から付託及び委任を受けた事項について審議するため並びに館長の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、館長が定める。

第6条 桂図書館の事務は、桂地区（工学研究科）事務部において行う。

第7条 この規程に定めるもののほか、桂図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初の館長については、第3条第2項の規定にかかわらず、工学研究科長、情報学研究科長、福井謙一研究記念センター長及び図書館機構長の協議により、決定するものとする。